

第三次千葉県地域福祉支援計画の見直しの概要

第 1 章 計画の策定にあたって

- 「計画の位置付け」について、背景、地域福祉の定義、地域共生社会の実現について記載。
- 社会福祉法の趣旨に沿ってより明確になるよう、県計画は、市町村の地域福祉の支援が目的であることを明示。
- 「近年の地域福祉関連施策の動向」の内容を更新し、近年の法改正の概要を記載。（社会福祉法、介護保険法、医療法、生活困窮者自立支援法、成年後見制度利用促進法、再犯防止推進法、住宅セーフティネット法 等）

第 2 章 現状と課題

- 直近のデータを踏まえて現状と将来の姿を更新
 - ・ 2045年までの人口や年齢構成の推移を記載
 - ・ 圏域別の高齢化率、75歳以上人口割合のグラフを追加
 - 「IV. 地域課題の顕在化」について、タイトルを「地域福祉を取り巻く状況の変化」に変更し、以下の項目を追記
 - 子どもの貧困、障害のある人の状況、DV、更生の支援が必要な者、相談ニーズの複合化、外国人の増加、災害時における要支援者への対応
 - ※DV、災害時における要支援者への対応は、第5章の記述から引用
 - 「V. 地域福祉の推進状況」について、タイトルを「地域福祉計画の策定状況と県民の意識・活動状況」に変更。法改正に伴う市町村の計画の記載事項などを追記するとともに、県民の活動状況を表すデータとして、ボランティア活動経験等を追記。
 - 「VI. 地域の課題」について、状況の変化を踏まえて更新。
- ※インターネットアンケート調査により、地域社会づくりの活動状況を調査中。
結果概要を計画に記載する予定

第3章 理念

- 社会福祉法の改正の趣旨を踏まえ、理念の実現に向けた方向性を修正。
イメージ図を追加。
- 市町村と県のそれぞれの役割と、具体的な取組の方向性を記載。
 - ・市町村の役割
 - 地域福祉計画の策定と推進
 - 住民を始めとした各主体の地域社会づくりへの参加促進
 - 総合相談支援機能の確保
 - ・県の役割
 - 地域福祉計画策定及び推進の支援
 - 市町村行政の体制構築の支援
 - 広域マネジメント
 - 地域福祉支援計画の施策推進

第4章 推進体制

- 「地域福祉の担い手として期待される団体等」に、ボランティア、共同募金会に関して追記

第5章 地域・市町村を支援するための施策

- 以下の取組を追記
 - ・社会福祉法人による公益活動の推進（拡充）
 - ・分野を超えたネットワークづくりと社会資源の創出
（中核地域生活支援センターによる地域の総合コーディネート）
 - ・住宅確保要配慮者への支援
 - ・子どもの貧困対策
 - ・高齢者等の自立した地域生活と権利擁護の推進（拡充）
 - ・がん患者への相談支援・情報提供等の充実
 - ・難病患者等への相談・支援体制の充実
 - ・認知症の方やその家族等への対策の推進
 - ・再犯防止の推進（拡充）